

〈平成25年5月17日〉

平成25年度 山梨県消費生活審議会 議事録

○日 時 平成25年4月23日(火) 午後2時～3時30分

○場 所 山梨県庁本館2階特別会議室

○出席者(敬称略)

[委員] 飯窪委員、今村委員、大塩委員、風間委員、込山委員、玉川委員、花輪委員、原田委員、深澤委員、松土委員、山田委員、渡邊(則明)委員、渡邊(真弓)委員、渡辺(良子)委員 以上14名(50音順)

[事務局] 企画県民部 岩波部長

消費生活安全課 古屋課長、広瀬総括課長補佐、小沢課長補佐、武井主査、功刀副主査、丸山職員

県民生活センター 鈴木所長、古谷主査 以上9名

○傍聴者数 3名

○会議次第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 企画県民部長挨拶
- 4 新委員自己紹介
- 5 議事
 - (1) 消費者行政の概要について
 - (2) 最近の消費生活相談等の概要について
 - (3) 山梨県消費者行政活性化基金事業の概要について
 - (4) その他
- 6 閉 会

【議 事】

(議長)それでは次第に従いまして、審議に入らせていただきます。審議が滞りなく進行しますようにみなさんのご協力をお願いいたします。

それでは次第の最初にあります「消費者行政の概要」について事務局から説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局から資料1により説明

(議長)はい、ありがとうございました。「消費者行政の概要」を古屋課長からご説明いただきました。何か意見というか質問事項がございますでしょうか。

よろしいですか。それでは議事の議題の2番目、「県民生活センターにおける最近の消費生活相談

等の概要について」県民生活センターの鈴木所長から説明をお願いいたします。

事務局から資料2により説明

(議長) はい、ありがとうございました。生活相談の具体的な事例を細かく説明していただきましたが、何かお聞きしたいことはございますか。ご意見がございましたらどうぞ。

よろしいですか。それでは議事の3つ目に入ります。「山梨県消費者行政活性化基金事業の概要」について、小沢補佐お願いいたします。

事務局から資料3により説明

(議長) はい、ありがとうございました。特に予算を中心とした今年度の消費者行政活性化基金事業の詳細を説明いただきました。何か分かりにくかった所などがございましたら、質問して下さい。

(委員)資料1の4ページですね。2つありまして、1つは消費者啓発事業費が特定財源165万5千円と記載してあり、県費が入っていないのですが、これはどういう意味なのか教えてもらいたい。もう1つは、県費の合計は3,969万円となっていますが、前年と比べて、県費での予算額が増えたのか減ったのかということを知りたいと思います。

(課長)ご質問いただきました。特定財源についてですが、これは例えば、表の上の方に消費者行政活性化基金事業費とございまして、これは国が事業費を全額負担するといったかっこうで消費者行政の活性化のために各県に交付をしているもので、県では消費者行政活性化基金を設け、県が事業を行ったり、市町村が行う事業へ補助するための経費としております。

ご質問の165万5千円についてですが、日本銀行甲府支店に山梨県金融広報委員会が設置されており、同様のものが各都道府県に置かれています。日本銀行では、金銭的や金融的な面から消費者への情報提供ですとか消費者教育を図っていくこととしており、甲府支店にも、小学生から成人までを対象にいたしまして、いろいろな金融的な、また、お金の大切さをお知らせするための活動経費が盛られております。その一部を県の方にいただきまして、消費者にお届けをするパンフレットなどの経費としており、ご覧のような金額の内訳で県の予算に取り込んであり、それが特定財源というかたちとなっております。

(議長)よろしいですか。

(課長補佐)それから2番目の質問でございます、平成25年度の県費と24年度の比較はどうかということでございますが、本年度の県費の合計は3,969万円でございます。ちなみに昨年度でございますが3,685万8千円ですから、およそ280万円ほどが増ということになります。

(議長)どうもありがとうございました。他に何かお聞きしたいことがありましたらどうぞ。

何かご意見も、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは議事の4つ目、その他でございますが、本日が今年度第1回目の会合ですけれども、何か感想とかご意見、ございますでしょうか。

ないようですので、それでは以上で議事を終了いたします。

(課長)事務局の方からよろしいでしょうか。

昨年の10月16日にこの審議会を開催させていただいたところです。その時に委員の方から山梨県の消費者行政の基本となる計画の策定について審議会でご議論いただきたいという提案があり、ご審議をいただいたところです。今回は8名の方が新しく委員に就任されておりますが、その時の内容といたしまして、消費者行政を進めていく施策を中長期的な観点からまとめた計画、消費者基本計画という表現をされておりますけれども、そのような計画の策定が本県においても必要ではないかというご意見がございました。県民の意識調査、消費生活にかかわる調査結果では、消費者問題を学ぶ機会への参加率が低いとか、また、県民生活センターへの相談割合はまだまだ改善の余地があるということで、「どこに住んでいても相談が受けられる体制づくりというものは非常に大事なんだ」ということを中心に、消費者施策を進めていく上で県の計画の策定が必要ではないかというご審議がされました。審議会の意向としては、この策定の後押しを積極的に行っていくということで、当日のご審議がされたところです。企画県民部長からは、計画の策定、これは知事の裁量事項ではございますけれども、今後、知事が判断する材料を庁内で議論をして、整えていきたいと、答えさせていただきました。また、前課長も、消費施策の重要事項をご審議いただくこの会の意見を尊重しながら、昨年8月に公布された消費者教育推進法なども踏まえて、策定するかどうかの判断も含めて、県庁内で合意を得ていくとお答えをさせていただいたところです。そのような前回の審議経緯がございます。

また、その後、庁内で検討を行い、審議会においてステップを踏んで議論いただくために年1回の開催予算だったものを3回の開催する予算措置を行うとともに、消費者教育推進法の内容や計画が策定されている26都道府県の状況などの情報収集を行っているところでございます。

今後、これからの審議会の開催の予定とも関係してまいりますけれども、国では、お配りしました消費者教育推進法の概要ですが、消費者市民社会の実現や消費者教育といったことが消費者施策の中心、要となってくるようなことを想定しているフレームになっております。この法律に基づく基本方針がこの6月頃に示される予定ということです。また、各都道府県同じですが、消費者行政は、消費者行政活性化基金の経費に負うところが非常に大きくなっております。次年度以降の消費者庁の予算というものが、毎年夏頃に概算要求されますが、その頃に次年度のフレームも見えてまいります。基金事業についても24年度終了が、25年度まで延長となっているわけですけれども、充実強化期間を経て、今年は節目の年になってきているのかなと考えております。今後、この消費者施策を実施していくためにはどんな形がふさわしいかということ、国が6月頃に示す予定の基本方針ですとか、関係省庁が示す概算要求などの状況を踏まえる中で、より具体的な検討が実際できますような形で、私どもも検討してまいりたいと考えております。

ということで、実際に今後、行政計画という形になりますので、調整をしていく場合について、その計画は、どのように必要性、緊急性等があり、また、県民に広くご説明しますので、どうい

内容のどういう位置付けかというものをしっかりと説明できるような形で、考えていく必要があるかと思うかと思えます。また、この審議会の役割とか機能を、どうしたら十分に発揮していただけるかといったことも踏まえて、具体的な検討を進めていくこととしたいと考えております。消費者施策を一步でも前進をさせて、消費者施策の、また消費者の安全性を高める実際の施策を検討しなければならないなと思っているところでございます。

そういうことで、状況をしっかり見極める中で、具体的な形で、方策、計画、どんな形でやっていくのが良いのかなど、次回の審議会でご説明をさせていただければと考えております。目安としては、6月の国の基本方針の提示、また8月頃の国の概算要求などの状況を見極めた上で、次回の審議会を開催させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(議長) はい、ありがとうございました。

それでは以上で、きょうの議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。